

なす。

③ 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている者）の住民税（所得割）が非課税であって、次のアまたはイのいずれかに該当する者

ア 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

イ 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

④ 生活保護受給世帯の者であること

⑤ 社会的養護を必要とする者であること

(2) 学部2年次生以上の場合、次の①から④のいずれかに該当すること

① 前年度までに本人が属する学年の標準修得単位数以上の単位を修得しており、かつ前年度の評定平均値が、本人が属する学年の成績順位において上位1／3以内の者

② 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている者）の住民税（所得割）が非課税であって、次のアまたはイのいずれかに該当する者。

ア 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

イ 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

③ 生活保護受給世帯の者であること

④ 社会的養護を必要とする者であること

(3) 編入学生・再入学生の場合

① 編入学・再入学当初の年度は、編入学・再入学の際認定された科目の学業成績の評定平均値が、本人の属する学年の成績順位において上位1／3以内の者。ただし、第4の特例推薦に該当する場合は、同平均値が1.9以上の者とする。また、(1)学部1年次生の場合の③、④及び⑤を準用する。

② 編入学・再入学の2年目以降は、(2)学部2年次生以上の場合と同様とする。

(4) 大学院1年次生の場合

① 現代商学専攻博士前期課程及びアントレプレナーシップ専攻にあつては出身大学、現代商学専攻博士後期課程にあつては出身大学院における評定平均値が2.3以上の者

(5) 大学院2年次生以上の場合

前年度までに本人が属する専攻・課程の標準修得単位数以上を修得しており、かつ前年度の評定平均値が2.3以上の者

4. 第二種奨学生の学力基準は次のとおりとする。

(1) 学部1年次、編入学・再入学当初の年度、大学院1年次の場合は平均水準以上の者

(2) 学部2年次以上、編入学・再入学2年目以降、大学院2年次以上の場合は、前年度までに本人が属する学年の標準修得単位数以上の単位を修得している者

5. 第一種奨学金と第二種奨学金を併用貸与する場合の学力基準は、第一種奨学生の学力基準と同一とする。

第3. 家計基準

1. 学部学生

次の「基準額算定方式」により算出された算定基準額がゼロ以上となった者

$$\text{基準額算定方式 (算定基準額)} = \text{収入基準額} - \text{認定所得金額}$$

2. 大学院学生

本人及び配偶者の前年の収入金額が日本学生支援機構で定める収入基準額以下である者。ただし、配偶者は定職収入がある場合のみとし、配偶者が給与所得者の場合は給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算する。

第4. 特例推薦

日本学生支援機構の特例推薦の基準に該当するときは、特例として推薦対象者とすることができる。

第5. 推薦者の決定方法

1. 学部学生

(1) 家計については、算定基準額の値が高い者から順位を付す。

(2) 家計順位の同じ者が2名以上いる場合は、成績の上位の者を優先する。

2. 大学院学生

家計が日本学生支援機構業務方法書の推薦基準に該当する者のうち、成績の上位の者から順位を付す。

第6. 特別の処置

この基準によりがたい特別の事情のある者については、その都度学生委員会において審議する。

附 則

1. この基準は、昭和62年4月1日から施行する。

2. 小樽商科大学日本育英会奨学生推薦選考基準(昭和62年2月26日制定)は、廃止する。

3. 昭和58年以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成3年6月20日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1. この基準は、平成9年4月1日から施行する。

2. 平成8年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成12年 4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年 4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年 4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年 4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年10月5日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年 5月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年 4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年10月8日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

1. この基準は、平成29年4月1日から施行する。
 2. 平成28年度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 附 則
1. この基準は、平成30年5月 日から施行する。
 2. 平成28年度以前に入学した者は、なお従前の例による。